

環境対策特別委員会（第 14 回）

日 時 平成 2 4 年 1 1 月 2 2 日（木）

午前 1 0 時 0 0 分 ～

場 所 第 1 委員会室

1 開 議

2 委員長報告について

3 その他

環境対策特別委員会アユモドキに関する取り組み経過

委員会 開催日	委員会の内容	決定事項
第 9 回 H24.4.20		次回委員会で、アユモドキの保全保護について、「現状把握」のため、アユモドキ保全協議会（事務局は市環境政策課）と「意見交換」及び「現地視察」を行う。
第 10 回 H24.5.31	アユモドキ保全協議会（事務局は市環境政策課）と「意見交換」及び「現地視察」を行った。 一定の現状把握はできた。さらに詳しく、また、実際に活動している人から説明を聞くべきとの意見があった	次回委員会で「専門家（西口議員）」から意見を聞き、必要ならば委員会としての今後の展開を検討する。
第 11 回 H24.7.12	「専門家（西口議員）」から意見を聞いた。 アユモドキに関する本委員会の今後の方向を決定するとしていたが、さらに「専門家（岩田教授）」への意見聴取等が提案された。 しかし、専門家の意見を聞く前に、委員会として一定の整理をした方がいいとの意見があった。 課題などの整理のため、ワークショップ形式での委員会運営の提案があった。	次回委員会で、ワークショップ形式を用いて、アユモドキに関する課題等を整理する。
第 12 回 H24.8.3	国等が提言している「アユモドキを絶滅から守る方法」に基づき、具体的な手法をワークショップ形式で検討した。	次回委員会で、ワークショップでの検討結果を確認、整理する。保全・保護への委員会としての具体的な取り組みを検討する。
第 13 回 H24.10.15	前回委員会で行ったワークショップ形式による課題解決策の検討結果を検証した。 委員会のあり方を検討した。	次回委員会で、現在までの本委員会の取り組みをまとめ、12月定例会で行う委員長報告の内容等を検討する。

環境対策特別委員会 委員長報告案

環境対策特別委員会が２年間で取り組んでまいりました経過概要を報告いたします。

本委員会は、平成２３年３月定例会で設置され、亀岡市における環境保全等の総合対策の推進を図る目的で、現地視察や所管部からの説明をもとに、調査検討に取り組んでまいりました。

環境保全等の総合対策の推進を委員会の設置目的としたことから、その所管する行政範囲は非常に幅の広いものです。

本委員会は当初４点の項目に取り組むべき課題として検討しました。

- １、アユモドキが棲み続ける環境保全事業について
- ２、地球温暖化ＣＯ２削減対策について
- ３、不法山林開発について
- ４、次期最終処分場の建設について

の４点です。

４項目全てについて、所管部からの説明を受け、現状を把握し、委員会での協議の結果、平成２３年度は、地球温暖化ＣＯ２削減対策について、平成２４年度はアユモドキの保全保護について、取り組むことを決定しました。

まず、地球温暖化ＣＯ２削減対策についてですが、この課題については委員会での議論を深める過程で、その実現のための手段としてごみの減量化に着目しました。市の事務事業において最も多くのＣＯ２を発生させるものがごみの焼却処理です。

焼却施設である桜塚クリーンセンターについては、現在施設の延命化のための基幹改良事業として、**４年間で約３０億円**の経費により工事が予定されています。施設の延命化の観点からのごみの減量化が喫緊の課題であるといえます。

また、ごみ処理に係る施策について、議会は平成２２年度一般会計決算の認定にあたり、プラスチック系ごみを分別した場合の再利用の研究を行うことを附帯決議としています。

これらの状況から本委員会では、ごみ減量化に係る課題について検討し、積み重ねた議論を提言としてまとめ、平成２４年３月、栗山市長に提出しました。

提言の内容は、本市施策として取り組む余地が大きく残されている生ごみ減量化と、市民への周知啓発、支援策に関するものです。

本来、ＣＯ２削減の観点からは生物由来である生ごみはカーボンニュートラルであり、その焼却処分量の多寡は、温室効果ガスとしてのＣＯ２の発生量として直接影響しないものがあります。しかし、焼却施設を使用して処分することによる、改修、修理の要因となる焼却施設自体への負担、また、収集運搬に係る燃料使用の点などからはＣＯ２排出抑制策となります。さらに、焼却施設の整備をはじめとするごみ処理システムの整備には、多額の経費、つまり市民の負担を要するところです。ごみ処理は衛生的な市民生活を保障する行政の根幹的な仕事であり、日々の生活と密接に関連する重要な事業です。事業を効果的に実施するためには、市民の理解と意識向上と実践が不可欠な要素となります。

提言は、以上のことを総合的に判断したごみ減量化に関する市民目線からのものです。議会として提言に沿った施策がどのように展開されていくか、今後も検証していく必要があると考えています。

次にアユモドキの保全保護について、本市では亀岡市保津地域アユモドキ保全協議会を中心に、取り組みが継続されているところです。

委員会では、生息場所の現地視察、保全協議会の事務局を兼ねる担当課からの説明、また、地元住民として活動の中心的な役割を担っておられる西口議員からの説明も受け、検討を進めてきました。

貴重な生物種として、アユモドキそのものは大きな価値を有しています。しかし、本市においては単に種としてのアユモドキを保全することにのみが意義を有するわけではありません。

本市にアユモドキが生息できる環境が残されていること、その環境を将来にわたり守っていくため、地元住民と行政が一体となり取り組みが進められていることにこそ、本当に価値があることだと考えます。

天然記念物であり絶滅危惧種でもあるアユモドキについて、その生物種としての保全対策には、学術的な知見が必要であり、研究者をはじめとする専門家に委ねる部分が大きいです。そして、専門家からは既に保全保護に資する具体的な提言が市に対してなされています。また、現在、専門家を中心とする調査検討委員会が設けられ議論が進められている状況があります。

専門家の知見を活用しながら、アユモドキを本市における環境のシンボルとして捉え、地域と行政が一体となった取り組みが将来にわたり、安定して継続できる環境を整備すべきと考えます。そのためには、多くの市民が、アユモドキが棲み続けられる本市の環境に価値を見い出す必要があると考えます。シンボルとしてのアユモドキをきっかけに、市民全体の意識が向上し、本市の豊かな自然環境が次代に引き継がれることを望みます。

以上が、本委員会の取り組み報告です。しかし、ごみ減量化の取り組みや、アユモドキの保全保護の取り組みは、本特別委員会の報告をもって終了するものではありません。施策として、当然、将来にわたって継続されるべきものであることを指摘しておきます。

最後に、当初述べたとおり、本委員会の所管範囲は広大であります。特定の課題に対応するため設置されとする特別委員会の意義を踏まえ、課題が継続する本委員会の担当分野については、一義的に環境厚生常任委員会が継続して安定的に取り組むべきであると考えられます。従って、本委員会は発展的に解消することを申し上げ、環境対策特別委員会2年間の報告とします。